



令和3年1月8日

地域安全情報

(犯罪の起きにくい社会づくりのために)

発信者：宮崎県警察本部生活安全企画課
(代) 0985-31-0110

飲食店等を狙った窃盗事件に注意！

宮崎県では、新型コロナウイルス感染症の急増を踏まえ、独自の緊急事態宣言が発令され、原則として外出自粛等の行動要請と酒類提供飲食店に対する営業時間短縮要請を行うことになりました。

県外では、これまで、休業や営業時間短縮中の飲食店等を狙った出店荒し、金庫破り、事務所荒し等の窃盗事件が発生していることから、県内でも発生が懸念されます。

※ 出店荒し～閉店中の店舗に侵入し、金品を窃取するもの

金庫破り～事務所等に侵入し、金庫（手提げ金庫を除く。）を破って金品を窃取するもの

事務所荒し～会社、組合等の事務所に侵入し、金品を窃取するもの

主な侵入方法

- ドア錠こじ破り～バールなどでドアをこじ開けて侵入する方法
- 無締り侵入～鍵をかけていない窓等から侵入する方法
- ガラス打ち破り～ガラスを破壊して建物内に侵入する方法

このような事件は、いつ・どこで発生するか分かりません！

適切な防犯対策をとり、被害を未然に防止しましょう！

- 出入口や窓の施錠を確実にを行う。
- 売上金は銀行に入金するなど、店内に現金を保管しない。
- 防犯性の高い鍵や防犯ガラスに交換し、犯人の侵入を防ぐ。
- 防犯カメラやセンサーライトの設置、警備会社のセキュリティサービスの導入など、店舗の防犯環境の向上を図る。